

令和4年度 第10回香取市農業委員会総会議事録

令和5年1月6日

1月6日（金）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
日程第3 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について
日程第4 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について
日程第5 議案第5号 農用地利用集積計画（一括方式）の決定について
日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について

1. 出席委員は19名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘	
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹	
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一	
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝	
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸	
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝	
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽	夫
15番	富	澤	克	彦	16番	菅	谷	樹	雄	
17番	鵜	澤	幹	司	18番	林		藤	江	
19番	伊	藤		寛						

事務局職員出席者

事務局長	飯	田	利	彦	農地班長	滑	川	典	文
主査	高	橋	亮	太郎					

開会 午後 3時05分

議長 それでは、年を改めまして、おめでとうございます。

本日の、まず、出席委員の確認ですけれども、全員19名出席ですということで、総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和4年度第10回農業委員会総会を開会いたします。

これより会議に入ります。

審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 最初に、議事録署名委員の選出をしたいと思います。

議長指名とさせていただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

それでは、本日の議事録署名委員としまして、1番 木内恒幸委員、18番 林 藤江委員の2名を指名いたします。

◎議案の提出

議長 次に、会期及び本日の提出議案についてお諮りをいたします。

この総会の会期は本日限りとし、提出議案は日程第1 議案第1号ないし日程第7 報告第2号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。
令和5年1月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは1ページから3ページで、整理番号は1番から6番です。

整理番号1番、それから最後の6番、1番、6番ですが、農地が譲受人の自作地に近いことから、売買により所有権移転をするものです。

整理番号2番は、譲受人が農業経営の安定化を図るため、賃借権の設定をするものです。

整理番号3番は、農地が譲受人の自宅に近いことから、売買により所有権移転をするものです。

整理番号4番は、祖母・孫間の贈与であり、孫である農業後継者に所有権移転をするものです。

それから整理番号5番は、祖父・孫間の贈与であり、孫である農業後継者に所有権移転をするものです。

以上でございます。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 去る12月26日月曜日、午後1時半より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は6件であります。案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 それでは、整理番号1番についてご説明します。

整理番号1番については、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

この申請は、譲受人が農業経営の安定化を図るため、育苗用地としてこれまで賃貸借を行ってきた農地を、譲渡人と売買により所有権の移転の協議が調ったものです。このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、5番 鈴木健夫委員。

5番鈴木委員 整理番号2番につきまして、鈴木推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

申請地は、従前より譲受人が耕作、管理しており、農業経営の安定化を図りたいということから、このたび兄である譲渡人と賃借権の設定について協議が調ったものです。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番、4番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号3番について、新堀推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営規模縮小のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買により所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅から近く、通作に支障がないことや、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号4番について調査報告いたします。

整理番号4番について、宮本推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、祖母の農地について、後継者である孫がこれまで管理してきましたが、千葉県立農業大学校で学び、香取市で営農を行うことから、贈与により所有権移転を受けるものです。祖母・孫間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番について、11番 海老澤武委員。

11番海老澤委員 整理番号5番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明

いたします。

この申請は、祖父が高齢のため、後継者である孫が贈与により所有権移転を受けるものです。祖父・孫間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号6番について、17番 鵜澤幹司委員。

17番鵜澤委員 整理番号6番について、齋藤推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものであります。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号については原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。

下記のとおり農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る意見について審議を求める。令和5年1月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明します。

ページは4ページから6ページで、整理番号は1番から8番です。

整理番号1番及び最後の8番、1番、8番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、いずれも農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2種農地に推定されます。

整理番号2番、転用目的は専用住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

整理番号3番から6番については関連案件で、転用目的は、砂利採取事業完了に伴う森林復元作業用の進入路用地の一時転用の申請です。権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Dに推定されます。

整理番号7番は、転用目的は砂利採取計画に伴う表土置場の一時転用の申請です。権利の内容は賃借権設定です。

申請地の農地区分は、第1種農地、不許可例外事由Dに推定されます。

以上8件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長 飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条の案件は8件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

初めに、整理番号1番について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 それでは、整理番号1番について、現地調査を行った結果を説明します。

場所は、〇〇から〇〇に行く途中、〇〇〇の集落に〇〇〇〇がありまして、〇〇〇〇から左に〇〇メートルぐらい入った場所になります。

本件は、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業を営む法人ですが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地は、埋立て等はありません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障が生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号2番について、8番 石橋清勝委員。

8番石橋委員 整理番号2番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇線と国道〇〇号が交差する〇〇〇〇の交差点から〇〇方面へ国道を〇キロほど行くと、右側に〇〇〇〇の倉庫があります。その手前を右折し、〇〇メートルほど〇〇〇方向に進んだ右側になります。

本件は、譲受人は現在、アパート住まいですが、手狭であるため、申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地は、現況が畑であるため、埋立て等はありません。排水については、雨水は敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽にて処理後、道路側溝へ放流します。また、隣接する農地との境界にはコンクリートブロックを設け、土砂流出等の被害を防止します。

なお、申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇より転用同意を得ており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号3番から6番の4件について、9番 平川君子委員。

9番平川委員 整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。

なお、整理番号4番から6番は同一事業ですので、一括して説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇前の道路の入ったところです。

本件は、譲受人は、市内に所在する砂利採取事業などを営む法人です。

申請地は、これまで砂利採取の搬出路として一時利用されてきましたが、砂利採取事業が完了したことで、次に森林復元作業などの跡地整備のために、一時的に進入路として利用するものです。

申請地では、埋立て等はありません。排水については雨水のみで、敷地内にて浸透処理となります。また、隣接する農地とは高低差がないため、土砂等流出のおそれはありませ

ん。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題ないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 次に、整理番号7番について、10番 寺島美幸委員。

10番寺島委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、○○○○○○○○○○○○○○○○○○を○方面へ直進して、○○○○○を過ぎた信号を左折、○メートルほど先をまた左折し、道なりに進んだ左側奥になります。

本件は、譲受人は市内に所在する砂利採取事業などを営む法人ですが、砂利採取事業を計画し、表土置場を確保する必要があるため、事業地の隣接地である申請地を一時的に砂利採取事業の表土置場として利用するものです。

申請地では、埋立て等を行いません。排水については雨水のみで、敷地内にて浸透処理となります。また、表土置場は隣接地との境界からは最低でも6メートル離れた上、のり面を30度未満とすることで、土砂流出等の被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 最後に、整理番号8番について、15番 富澤克彦委員。

15番富澤委員 整理番号8番について、麻生推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

場所は、国道○号を○○方面に向かって、○○信号を右折し、約○キロくらい行ったところに○○○があります。その左側にちょっと入ったところにあります。

本件は、譲受人は○○○○○○○に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地のまとまりである申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

用地は、埋立て等を行いません。排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理し、また、隣接する農地との境界にフェンスを設け、営農への被害を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地でなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障が生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断し

ました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を付して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求めらる。令和5年1月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは7ページから48ページで、整理番号は1番から85番です。

議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上85件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第3号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第3号 整理番号6番、28番、29番の3件について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号 整理番号6番、28番、29番の3件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号 整理番号6番、28番、29番の3件については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第3号 整理番号6番、28番、29番の3件を除く82件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第3号 整理番号6番、28番、29番の3件を除く82件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第3号 整理番号6番、28番、29番の3件を除く82件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 次に、日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和5年1月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは49ページから71ページで、整理番号は1番から34番です。

議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上34件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第4号 整理番号9番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号9番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号9番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第4号 整理番号30番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号30番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号30番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

（○番 ○○○○委員 入場・着席）

議 長 次に、議案第4号 整理番号32番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

（○○番 ○○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号32番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号32番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

（○○番 ○○○○○委員 入場・着席）

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号9番、30番、32番の3件を除く31件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号9番、30番、32番の3件を除く31件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第4号の整理番号9番、30番、32番の3件を除く31件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用集積計画（一括方式）の決定について。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（一括方式）の決定について審議を求める。令和5年1月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは72ページから75ページで、整理番号は1番から9番です。

議案内容の概要については、附属資料のとおりです。

以上9件については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議をいたします。

まず、議案第5号 整理番号8番について審議をいたします。審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○番 ○○○○委員 退場）

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号8番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号8番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

（○番 ○○○○委員 入場・着席）

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の整理番号8番を除く8件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の整理番号8番を除く8件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の整理番号8番を除く8件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので報告する。令和5年1月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は11件です。

◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知について。下記のとおり農地法第18条第6項及び農地法施行規則第68条の規定による農用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和5年1月6日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は41件です。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時47分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人